

## 売上高等の算定の特例

新規開店（令和2年4月1日以降）※申請店舗が新たに飲食業等（P3参照）で開業した場合に限る。

### 【売上高方式】

開店日（令和2年4月1日以降）から令和3年3月31日までの間の「任意で選択した月（単月）」の売上高を当該月の日数で割り、1日当たりの売上高を算定してください。【A】

※開店日から令和3年3月31日までの総売上高を日数で割って1日当たりの売上高を算定【B】することも可能です。（下記【例】参照）

※令和3年3月1日以降に開店した店舗は【B】で算定ください。

### 【売上高減少額方式】

上記【A】（又は【B】）により算定した額から、令和3年4月の売上高を30日で割った額を差し引いて売上高減少額を算定してください。

#### 【例1（【A】の場合）】

令和2年4月15日に開店。

申請店舗の令和2年7月の飲食部門の売上高が650万円（31日）

$$650\text{万円} \div 31\text{日} = 209,678\text{円/日}$$

$$\Rightarrow 1\text{日当たりの支給額は } 209,678\text{円} \times 0.4 = 84,000\text{円}$$

#### 【例2（【B】の場合）】

令和2年10月1日に開店。開店日から令和3年3月31日までの申請店舗の飲食部門の売上高が674万円（182日）

$$674\text{万円} \div 182\text{日} = 37,033\text{円}$$

$$\Rightarrow 1\text{日当たりの支給額は } 4\text{万円}$$

## 合併・法人成り・事業承継

合併・法人成り・事業承継により、令和3年4月と前年又は前々年の4月の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合は、異なる過去の事業者の売上高を基準に、1日当たりの売上高又は1日当たりの売上高減少額を算定することができます。

その場合、以下の書類の提出が必要です。

### ① 合併の場合

- ・発行3ヵ月以内の履歴事項全部証明書の写し
- ・合併前の各法人の飲食部門の売上高（前年又は前々年の4月）が確認できる確定申告書類及び売上帳簿の写し

### ② 法人成りの場合

次のいずれかの写し

- ・法人設立届出書の写し（税務署の受付印があるもの）  
※「設立形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。
- ・個人事業の開業・廃業等届出書（以下、「開業届」という。）の写し（税務署の受付印があるもの）及び発行3ヵ月以内の履歴事項全部証明書の写し  
※「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。

（次ページにつづく）

### ③事業承継の場合

- ・開業届の写し（税務署の受付印があるもの）
- ・事業の承継を行った者の名義の確定申告書類及び売上帳簿等  
死亡による事業承継の場合は次のいずれかの写し
- ・所得税の青色申告承認申請書（税務署の受付印があるもの）  
※「5 相続による事業承継の有無」欄において、「有」を選択しており、相続開始年月日が申請日以前であり、被相続人の氏名が事業の承継を行った者の氏名と一致していること。
- ・個人事業者の死亡届出書（受付印があるもの）  
※「死亡年月日」欄が申請日以前であり、「参考事項」欄において、「事業承継の有無」を「有」としており、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること。
- ・準確定申告書類（受付印があるもの）  
※死亡年月日が申請日以前であり、氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されており、収受日付印が押印されていること。

## 罹災（大阪北部地震等）

災害の影響を受けて、被災前に比べて平成31年4月の売上高が下がっている場合は、平成30年4月の売上高を基準に、1日当たりの売上高又は1日当たりの売上高減少額を算定することができます。

その場合、以下の書類の提出が必要です。

- ・平成30年度の確定申告書類の写し、平成30年4月の売上帳簿の写し
- ・罹災証明書 等